

■ 財政健全化のための具体的方策 ■

具体的方策の検討(案)

この間の審議で見直し候補として挙げられた事業等

1. 「まずは、行政の徹底的な合理化から」
 - 1 - 職員給与制度(全般)
 - 1 - 職員給与制度(退職手当)
 - 1 - 職員定員管理
 - 1 - 市長等の報酬等の水準
 - 1 - 議員定数
 - 1 - 議員報酬
 - 1 - (審議会等)委員報酬
2. 「特別会計の健全化を」
 - 2 - 国民健康保険特別会計の赤字補てんの圧縮
 - 2 - 下水道事業特別会計の繰出金の圧縮

- 3. 「時代のギャップを埋める」
 - 3 - 長寿慶祝事業
 - 3 - 高齢者食事サービス委託事業
 - 3 - 負担金・補助金等全般
 - 3 - 扶助費全般
- 4. 「行政サービスの適正な負担を」
 - 4 - 総合体育館施設使用料(グリーンパス)
 - 4 - 自転車駐車場使用料
 - 4 - 家庭ごみ処理手数料
 - 4 - 保育料
 - 4 - 都市計画税
- 5. 「市民サービスの向上・効率化を」
 - 5 - 民営化(保育園)

「個別項目候補」抽出の考え方

- (ア) これまでの行革における健全化(案)に掲載したが未実施である<未実施>
「財政健全化の方策(案)」、「次世代のための行財政健全化プラン2015(案)」に
健全化取組項目として掲載したが、実施しなかったor実施できなかった項目
- (イ) 適正な応能・応益負担がなされていない、制度設計に課題がある<公平性>
受益と負担、もしくは制度設計と現状に“かい離”が生じている項目
- (ウ) 実施することによる健全化効果額が大きい<効果額>
実施することにより健全化効果額が大きな項目(おおむね500万円以上)
- (エ) 行政の内部努力等により実施できる項目<即時的>
すぐに取りかかり実施しやすい項目、条例改正等を必要としない項目

1. 「まずは、行政の徹底的な合理化から」

定 義：行政の内部努力により実施する健全化項目

■この視点における原則（あり方）

- 地方自治法第2条第1項第14号に、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されている。
- このことから地方公共団体は、すべての事務事業について最大の効果を上げるために、社会環境等の変化に対応した不断の見直しをしていくとともに、最少の経費となるよう常に組織及び運営の合理化を図らなければならない。

○ 見直し候補として挙げられた事業等の健全化効果額試算

1 - 職員給与制度(全般)

資料№2-2,3-1,5-3 もご参照ください

国立市の職員給料表(一般行政職等・技能労務職)については、東京都と比較し一般行政職で平均給料が中高年層で高く、若年層で低かったり、最高号給が係長以下で高く、課長級以上で低かったり、技能労務職で平均給料が高いなどの状況があったことから、より職務・職責に応じた給与体系とするため、平成24年4月1日より東京都の給料表に準じたものに移行した。また、期末手当の役職加算の見直し及び期末手当と勤勉手当を分離した。

- Ⅰ 東京都の職員給料表(一般行政職等)は、民間企業の状況等を調査した上で、東京都の人事委員会が出す勧告に基づいて決定されるため、現在の国立市の当該給料表は、原則民間企業に準じた水準であるといえる。
- Ⅰ 東京都の職員給料表(技能労務職)は、東京都の人事委員会勧告を参考に労使交渉で決定しており、現在の国立市の当該給料表は、民間企業との比較はできていないが、東京都内の自治体の平均的な水準であるといえる。
- ◇ ただし、平成24年3月31日現在の給料額が、移行後の給料表の最高額を超えている職員には、一定の補償をする経過措置がある

1 - 職員給与制度(退職手当) < (ウ)効果額 >

- Ⅰ 退職手当については、平成23年3月末から、普通退職の場合でも東京都と同じ月数となるよう改正を行った。(最高支給限度額は給料月額×59.2月となる。国は59.28月。)ただ、平成24年3月に発表された「民間の企業年金及び退職金の調査」では、国家公務員の退職給付が、民間企業のサラリーマンより4,026千円高いという結果が出ている。公務員の給与は社会一般の情勢に適応する必要(情勢適応の原則:地方公務員法第14条)があり、今後、国や東京都の調査結果や年金制度改革などの動向を踏まえ、民間に準拠した水準とする必要がある。

(参考)最高支給限度額 59.28月(25市中2市)*残りの23市は、59.2月

- 民間平均及び国家公務員平均は平成24年3月人事院発表資料による
- 国立市の平成22年度退職手当平均支給額は2,729万円[職域加算分は未算定、また国立市は定年退職のみ、国家公務員は勸奨退職を含む]

	民間平均	国家公務員平均	官民退職給付の較差 - { (-) / × 100 }
退職給付総額	25,477千円	29,503千円	4,026千円(13.65%)
備 考	(一時給付 +企業年金)	(退職手当+共済 年金職域加算)	

1 - 職員定員管理 < (ウ) 効果額 >

資料№2-2もご参照ください

- Ⅰ 定員管理については、毎年度策定されている「定員管理計画」に基づき、業務の外部委託化や嘱託員・臨時職員等への切り替えにより、正職員を減らしてきた(H7.4.1で583人→H24.4.1で432人)。
- Ⅰ 大きな財政効果が得られたが、非常勤職員の合計人数は正職員数の9割の人数に達しており、人事管理の複雑化などの課題も生じている。
- Ⅰ 市の職員体制については、効果的・効率的に業務を遂行するという目的に照らし、再構築を検討する時期に来ている。
- Ⅰ 他市との比較では、10人(25市平均と比べて)～16人(類似団体と比べて)多い計算となる。なお一層の削減が必要である。

(単位:人)	平成19 (2007) 年4月	平成20 (2008) 年4月	平成21 (2009) 年4月	平成22 (2010) 年4月	平成23 (2011) 年4月
国立市職員数	455	459	442	433	432
職員1人当たり人口(国立市)	162	161	168	171	172
職員1人当たり人口(多摩25市平均)	161.6	166.7	170.5	176.0	176.5
職員1人当たり人口(類団7市平均)	159.9	167.0	171.9	178.4	178.9

類団7市 福生・狛江・東大和・清瀬・武蔵村山・稲城・あきる野

人口は住民基本台帳人口(外国人登録含む)

1 - 市長等の報酬等の水準

- 特例条例によるものについても反映し試算
- 国立市の市長等の給与は特例条例により、平成23年7月1日から減額した
- 退職金は比較から除く(国立市の市長等の退職金は、現在の任期中について、市長ゼロ、副市長・教育長1/2に減額済み)

(単位:千円/年)			年間給与等	健全化効果額
市長	国立市		13,518	-
	[試算1]	多摩25市平均にした場合	14,958	1,440
	[試算2]	類団7市平均にした場合	13,054	464
副市長	国立市		12,279	-
	[試算3]	多摩25市平均にした場合	13,455	1,176
	[試算4]	類団7市平均にした場合	12,328	49
教育長	国立市		11,426	-
	[試算5]	多摩25市平均にした場合	12,494	1,068
	[試算6]	類団7市平均にした場合	11,472	46

1 - 議員定数 < (ウ) 効果額 >

資料№2-2もご参照ください

- 人口は平成24年1月1日現在(住民基本台帳)
- 議員定数は平成24年1月時点
- 国立市の議員定数は、平成23年5月に2名削減(24人→22人)された
- 国立市の議員1人当たり年間報酬等を8,467千円として試算
- 国立市の議員1人当たりの人口を25市・類団平均とした場合の定数変更の効果

		人口(人) (A)	議員 定数 (人) (B)	議員1 人当 たり人口 (人) (C)= (A)/ (B)	国立市 人口ベ ースの議員 定数 (人) (D) =73,100/ (C)	国立市 との差 (人) (E) =22- (D)	健全化効果 額(千円/ 年)	経常収支 比率に与え る効果 (ポイント) 分母を 150億円と 置く	備 考
国立市		73,100	22	3,323	-	-	-	-	
[試算1]	多摩25市 平均にし た場合	158,042	25	6,322	11.6	10.4	88,056	0.59	
[試算2]	類団7市 平均にし た場合	75,156	21	3,579	20.4	1.6	13,547	0.09	

1 - 議員報酬 < (ウ) 効果額 >

資料№3-1もご参照ください

- 年間削減効果額については、現在の国立市の議員定数22名(うち議長1名、副議長1名、常任委員長4名、議員16人)で試算
- 平成23年度決算見込みで試算
- 報酬額を多摩25市・類団平均とした場合の効果額
類団7市 福生・狛江・東大和・清瀬・武蔵村山・稲城・あきる野

		報酬年額(千円/年)				役職加算(%)	期末手当月数(月)	健全化効果額(千円/年)	経常収支比率に与える効果(ポイント)	備 考
		議長	副議長	常任委員長	議員					
国立市		9,936	8,899	8,640	8,467	20	4.40	-	-	
[試算1]	多摩25市平均にした場合	10,165	9,151	8,500	8,648	18.4	4.22	2,830	+0.02	国立市より高水準
[試算2]	類団7市平均にした場合	8,983	8,128	7,866	7,701	20.0	4.37	17,072	0.11	

1 - (審議会等) 委員報酬

○ 一般的な委員報酬で試算

○ 平成24年度当初予算ベースで試算

		委員 報酬 (円/回)	国立市 との 差額 (円)	健全化 効果額 (千円/ 年)	経常収支比 率に与える 効果 (ポイント)	備 考
国立市		9,100	-	-	-	
[試算1]	多摩25市 平均にし た場合	10,172	1,072	1,479	+0.01	国立市より高水準
[試算2]	類団7市 平均にし た場合	9,143	43	59	+0.00	国立市より高水準 類団7市 福生・狛江・ 東大和・清瀬・武蔵村山・ 稲城・あきる野

2. 「特別会計の健全化を」

定 義: 4つの特別会計(国民健康保険・下水道事業・介護保険・後期高齢者医療)に係る健全化項目

■この視点における原則(あり方)

- 地方自治体は歳出に係る財源を団体自身で調達する責務がある。自治体の特別会計においても、独立した会計として一般会計からの基準外の繰入金(赤字補てん)に恒常的に頼ることなく自立的に運営がなされることが財政運営の基本である。
- 歳出については、最少の経費をもって運営することに努めるとともに、例外的にかつやむを得ず一般会計からの赤字補てんをする場合は、他市並みを限度にすべきである。

○ 見直し候補として挙げられた事業等の健全化効果額試算

2 - 国民健康保険特別会計への赤字補てんの圧縮 < (ア) 未実施、
(イ) 公平性、(ウ) 効果額 > 第1回参考資料、資料№2-2もご参照ください

Ⅰ 国民健康保険特別会計への赤字補てんは、一般会計の収支の赤字の大きな要因となっている。国保会計の抱える特殊事情に配慮しつつも国保会計の健全化を図るべきである。

◇ 平成22年度決算における国保会計繰出金

(単位:千円)		繰出金	内 訳		赤字補てんの 国立市との差	(参考) 国保税 徴収率
			基準内	赤字 補てん		
国立市		1,087,083	241,590	845,493	-	77.06%
[試算1]	多摩25市平均(加入者数を 国立市と同じとして換算)	1,004,038	229,227	774,811	70,682	70.88%
[試算2]	類団7市平均(加入者数を 国立市と同じとして換算)	896,481	201,908	667,573	177,920	70.58%

国立市の徴収率
向上効果1.2億
円(他市比較) +
健全化努力によ
る補助金1.2億
円があったにも
かかわらず、他
市と比較して赤
字補てん額が大
きい。

(参考) 平成24年度当初予算ベースでの国保会計への繰出金の23区との比較(試算)

(単位:千円)	繰出金	内 訳		赤字補てんの 国立市との 差	(参考)国保税徴収率
		基準内	赤字補てん		
国立市	1,299,387	233,450	1,065,937	-	(現年一般分)92.0%
					(現年退職分)98.0%
国保税を23区並みにした場合の試算(現 年分徴収率を23区上位の85%と仮定)	726,565	233,450	493,115	572,822	平均 85.00%

2 - 下水道事業特別会計への繰出金の圧縮 < (ア) 未実施、(イ) 公平性、(ウ) 効果額 >

第1回参考資料、資料№2-2もご参照ください

- 1 下水道事業特別会計については、汚水処理費は使用料でまかなうべき、雨水処理費は一般会計で負担すべきとの原則がある。国立市が下水道事業特別会計への繰出金が約15億円で多摩26市トップクラス(人口1人あたり)であり、公営企業独立採算の原則から繰出金のうちせめて赤字補てんはゼロを目指し縮小すべきである。

○ 平成24年度当初予算ベースで試算

		料金収入 (千円/年)	健全化効果 額 (千円/年)	経常収支比率に 与える効果 (ポイント)	備 考
国立市(汚水処理費回収率83.2%)		959,405	-	-	
[試算1]	汚水処理費回収率を100%にした場合 (赤字補てんゼロ)	1,152,581	193,176	± 0	一般会計からの赤字補てんは、統計上臨時的経費とされていることから、その減額は一般会計の収支改善に寄与するが、経常収支比率には影響しない。
[試算2]	汚水処理費回収率を95%にした場合 (赤字補てん5%)	1,094,952	135,547		
[試算3]	汚水処理費回収率を90%にした場合 (赤字補てん10%)	1,037,323	77,918		

3. 「時代のギャップを埋める」

定 義： 市が団体や市民等に支出している補助金・負担金等に係る健全化項目

市が市民に支出している扶助的経費に係る健全化項目

■ この視点における原則（あり方）

- 補助金・負担金に係る各制度が開始されて以降、その内容や効果について時代に即しているのかどうかの検証がなされていないものがある。このことから、費用対効果の検証を一定期間おきに確認し、必要な見直しを行うべきである。
- また、その検証に当たっては、別途、第三者機関などによる集中的な審議が必要である。
- なお、以下の2事業はこれまでの審議で質疑のあった事業であるが、これらに限ることなく、他についても市単独事業を中心に聖域を設けず点検・見直しを進めるべきである。

○ 見直し候補として挙げられた事業等の健全化効果額試算

3 - 長寿慶祝事業＜(ア)未実施、(ウ)効果額、(エ)即時的＞

○ 平成24年度当初予算ベースで試算

		予算額 (千円)	健全化効果 額 (千円/年)	経常収支比率 に与える効果 (ポイント)	備 考
国立市		10,590	-	-	77歳、88歳、99歳 の対象者に長寿祝金 として10,000円支給、 100歳の対象者に祝 金として30,000円支 給
[試算1]	77歳を廃止し、88歳 と99歳の慶祝金を 5,000円とした場合	-	8,635	0.06	
[試算2]	77歳、88歳、99歳の 慶祝金を廃止した場 合	-	10,050	0.07	

3 - 高齢者食事サービス委託事業

< (ア) 未実施、(イ) 公平性、(ウ) 効果額、(エ) 即時的 >

○ 平成22年度から特別食を除き委託単価を100円減額した

		予算額 (千円)	健全化効果額 (千円/年)	経常収支比率 に与える効果 (ポイント)	備 考
国立市(1食経費935円、うち 本人負担300円)		41,208	-	-	特別食は 1,035円に据え 置きとした
[試算1]	本人負担を400円とした場合	-	5,900	0.04	

3 - 補助金・負担金等全般(事業の任意性による区分)

○ 平成24年度当初予算(一般財源)ベース

資料№4-6もご参照ください

○ 事業の任意性「無」とは、法律で市の負担が義務付けられている経費等をいう

○ 事業の任意性「低」とは、市長会・市町村事務連絡会等への負担金、国・都の補助制度を利用した経費等をいう

○ 事業の任意性「高」とは、事業の任意性「無」及び「低」以外の経費をいう

	予算額 (千円)	事業の任意性(千円)			健全化 効果額 (千円/年)	経常収支比率 に与える効果 (ポイント)
		無	低	高		
職員等の研修参加に対する負担金	1,427	0	0	1,427		
一部事務組合等への負担金	473,678	473,678	0	0		
市議会議員への交付金	2,640	0	0	2,640		
東京都への負担金	978,622	978,622	0	0		
国分寺市への負担金	13,000	13,000	0	0		
JR東日本への負担金	2,500	2,500	0	0		
公的協議会等への参画に対する負担金等	10,448	0	7,903	2,545		
市民・任意団体・財団等への補助金・負担金等	576,145	94,794	132,178	349,173		
合 計	2,058,460	1,562,594	140,081	355,785		

3 - 補助金・負担金等全般(事業の性質による区分)

○ 平成24年度当初予算(一般財源)ベース

	予算額(千円)	(内 訳)		
		扶助費 (千円)	補助費等 (千円)	普通建設事業費 (千円)
職員等の研修参加に対する負担金	1,427	0	1,427	0
一部事務組合等への負担金	473,678	0	473,678	0
市議会議員への交付金	2,640	0	2,640	0
東京都への負担金	978,622	0	965,339	13,283
国分寺市への負担金	13,000	0	13,000	0
JR東日本への負担金	2,500	0	0	2,500
公的協議会等への参画に対する負担金等	10,448	0	10,448	0
市民・任意団体・財団等への補助金・負担金等	576,145	78,167	439,594	58,384
合 計	2,058,460	78,167	1,906,126	74,167

3 - 扶助費全般(全体に占める割合)

資料№4-6もご参照ください

○ 平成24年度当初予算ベース

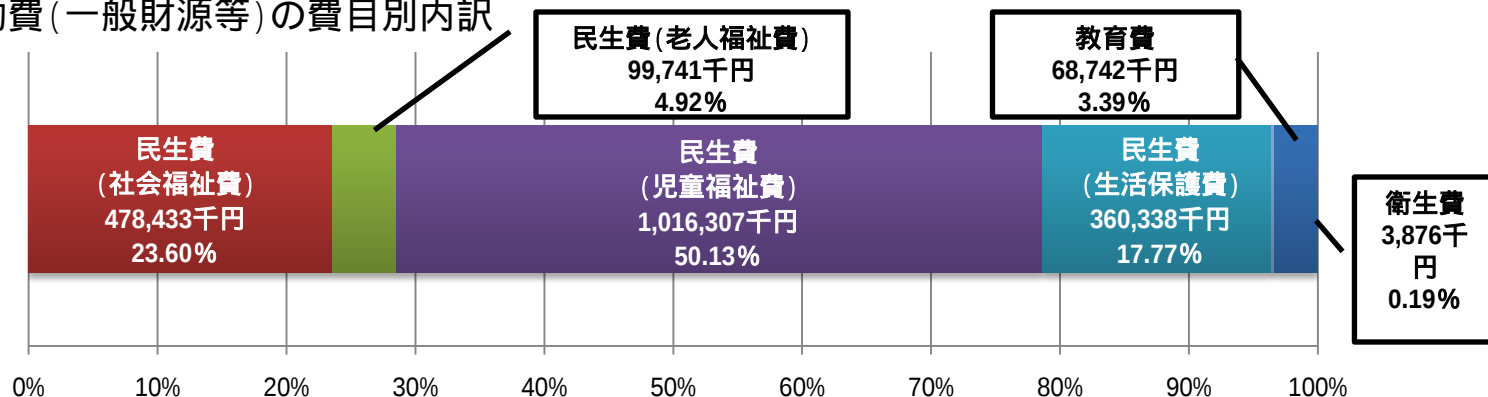
	平成24年度		平成23年度		対前年度比較	
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	増減額 (千円)	増減率 (%)
人件費	4,791,856	17.8	4,822,632	18.9	30,776	0.6
物件費	3,565,941	13.3	3,931,369	15.4	365,428	9.3
維持補修費	11,053	0.0	9,409	0.0	1,644	17.5
扶助費	7,035,809	26.1	6,813,756	26.7	222,053	3.3
補助費等	2,551,951	9.5	2,637,818	10.3	85,867	3.3
普通建設事業費	2,944,343	10.9	1,367,837	5.4	1,576,506	115.3
公債費	1,659,952	6.2	1,819,100	7.1	159,148	8.7
積立金	106,465	0.4	108,852	0.4	2,387	2.2
投資及び出資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
貸付金	25,000	0.1	25,000	0.1	0	0.0
繰出金	4,195,630	15.6	3,949,227	15.5	246,403	6.2
予備費	20,000	0.1	20,000	0.1	0	0.0
歳出合計	26,908,000	100.0	25,505,000	99.9	1,403,000	5.5

3 - 扶助費全般(扶助費の費目別内訳)

○ 平成22年度決算ベース

区 分		決算額(A) (千円)	(A)の財源内訳 (千円)			
			国庫支出金	都支出金	その他 特定財源	一般財源等
1 民生費	(1)社会福祉費	1,767,600	539,774	749,133	260	478,433
	(2)老人福祉費	141,861	-	39,978	2,142	99,741
	(3)児童福祉費	3,094,817	1,149,934	763,777	164,799	1,016,307
	(4)生活保護費	1,491,993	1,086,851	36,750	8,054	360,338
	(5)災害救助費	95	-	-	-	95
	小計(1)～(5)	6,496,366	2,776,559	1,589,638	175,255	1,954,914
2衛生費		13,328	79	9,373	-	3,876
3教育費		69,046	304	-	-	68,742
4その他		0	-	-	-	-
計(1～4)		6,578,740	2,776,942	1,599,011	175,255	2,027,532

■ 扶助費(一般財源等)の費目別内訳



4. 「行政サービスの適正な負担を」

定 義： 行政が行うサービスの対価として市民が支払う手数料・使用料等に係る
健全化項目

事業費の一般財源に対する目的税の充当状況に係る健全化項目

■ この視点における原則(あり方)

行政が行うサービスについては、公平性の観点から適正な自己負担がなされていることを基本とする。

- ü 行政が行うサービスは、その提供を受ける者に対して何らかの便益をもたらす。この便益が、特定個人に対するものであるのか、あるいは社会全体で支えるべき性質であるのかは様々であるが、少なくとも、すべての市民が負担する税により、特定個人に明らかな利益が認められる場合には、利用しなかった者との格差を是正することが必要である。この格差を埋めるものが受益に対する負担(利益の範囲を超えて求められるものではない)となる。
- ü サービスの性質により、社会全体(税)で支える割合を整理するとともに、応能・応益負担の考え方や、減額・免除のあり方についても併せて検討し、総合的に見直しをする必要がある。

目的税については、財政状況及び充当される事業費との見合いで常に適切な水準を求める必要がある。

○見直し候補として挙げられた事業等の健全化効果額試算

4 - 総合体育館施設使用料(グリーンパス) < (ア) 未実施、(イ) 公平性、(ウ) 効果額、(エ) 即時的 >

- Ⅰ 対象年齢、減免割合ともに公平性の観点から見直しが必要と考える。
- 現在のグリーンパス制度は、60歳以上利用者の施設使用料を免除するもの
- 平成23年度実績から試算
- 利用者の年齢構成については、平成21年実施のアンケート調査より推計

		健全化効果額 (千円/年)	経常収支比率 に与える効果 (ポイント)	備 考
国立市 (60歳以上全額減免)		-	-	
[試算1]	60歳以上65歳未満を大人料金とした場合	3,050	0.02	
[試算2]	60歳以上70歳未満を大人料金とした場合	7,120	0.05	
[試算3]	60歳以上65歳未満を子ども料金とした場合	2,210	0.01	トレーニング室 は大人料金
[試算4]	60歳以上70歳未満を子ども料金とした場合	5,160	0.03	

4 - 自転車駐車場使用料＜(ア)未実施、(イ)公平性、(ウ)効果額＞

資料№3-1もご参照ください

- Ⅰ 受益が利用をする個人に帰する分野である。他市との比較でも低水準にあり、事業費との見合いで直ちに改定を実施すべきである。
- Ⅱ 市内一律の使用料設定ではない市があるため、単純な比較とはならない
- Ⅲ 市内在住・在勤者の定期使用料のケースで試算

		予算額 (千円)	月額使用 料 (円/月)	健全化効 果額 (千円/年)	経常収支比 率に与える 効果(ポイ ント)	備 考
国立市		105,022	650	-	-	
[試算1]	月額1,500円にした場合	-	1,500	36,898	0.25	
[試算2]	多摩20市平均にした場合	-	1,700	44,620	0.30	多摩20市 狛江、 東大和、武蔵村山、 羽村、あきる野 以 外の各市
[試算3]	類団3市平均にした場合	-	1,800	49,102	0.33	類団3市 福生、 清瀬、稲城

4 - 家庭ごみ処理手数料 < (ア) 未実施、(イ) 公平性、(ウ) 効果額 >

資料№3-1もご参照ください

- Ⅰ 家庭ごみの有料化は、ごみ減量化の手段の一つである。また、公平性（ごみを多く排出する人と再資源化に努力するなどして減量をしている人、有料としている事業主と無料の一般家庭について）の観点から、さらに財政面では、9億円以上に達する市税の投入をごみ減量の効果を含め圧縮するために、取り組むべき方策である。

Ⅱ 容器包装プラスチックを有料収集ごみとした場合で試算

[試算1]	健全化 効果額 (千円/年)	経常収支比率 に与える効果 (ポイント)	備 考
家庭ごみ有料化の事業収支(A)	39,000	0.26	平成21年度に試算した額(約47,000千円)の17%減と見込んだ
多摩川衛生組合の負担金への影響(B)	20,000	0.13	経常経費(約4億円)の5%減と見込んだ
多摩地域広域資源循環組合負担金への影響(C)	0	-	負担金の額を増減させるような影響はないと見込んだ
合 計(D) = (A)+(B)+(C)	59,000	0.39	

Ⅲ (参考) 清掃費(し尿処理費12,200千円を除く)の財源構成(平成24年度予算ベース)

事業費 (千円)	国・都 (千円)	起債 (千円)	府中市加入に伴う 清算金収入ほか(千円)	一般財源 (千円)
1,313,717	70,000	0	310,176	933,541

4 - 保育料

資料№4-1もご参照ください

- Ⅰ 応能負担を含め、料金体系を見直すべきである。
- 平成24年4月時点の入園者世帯構成から試算
- 「扶養義務者の所得税等の合算が1,000千円以上1,500千円未満」の階層における月額保育料を53,000円、「扶養義務者の所得税等の合算が1,500千円以上の階層」における月額保育料を56,100円として試算（国立市の現行はいずれも49,500円）
- 保育事業の財源構成については、本資料29pを参照のこと

		予算額 (千円)	健全化効果額 (千円/年)	経常収支比率 に与える効果 (ポイント)	備 考
国立市		235,007	-	-	
[試算1]	高所得者層の階層を武蔵野市並みに引き上げた場合	-	1,822	0.01	3歳未満児の場合で試算

4 - 都市計画税＜(ア)未実施、(ウ)効果額＞

- Ⅰ 都市計画税は、都市計画事業及び区画整理事業の一般財源に充当すべき目的税である。国立市では、その充当率が過去から60%～70%台前半で推移している。
 - Ⅰ 今後も街路事業など対象事業が続く見込みであるため、市の財政状況にも鑑み、改定が必要である。
- 平成24年度当初予算ベース(現年課税分)で試算

		税率 (%)	税額 (千円)	健全化効果額 (千円/年)	経常収支比率に与える効果 (ポイント)	備 考
国立市		0.27	1,157,621	-	-	
[試算1]	税率を0.30%に引き上げた場合	0.30	1,286,246	128,625	-	経常収支比率の計算では、臨時的収入とされ、分母に入れない

5. 「市民サービスの向上・効率化を」

定 義：施設の管理・運営面において、市民サービスの向上・効率化に資する健全化項目

■この視点における原則（あり方）

- 施設において行う市民サービスについては、民営化・官民連携などの手法も含め、そのサービスの質が向上され、かつ効率的に運営されている状態を原則とする。
- ü 市の抱える施設は、市民サービスを提供する場であるとともに市民の資産でもある。このことから、ソフト・ハード両面のあらゆる角度からその施設のより良い管理・運営方法を検討し、実行していくべきであり、その際には、市直営であることに固執せず、民営化・官民連携などの手法も十分考慮に入れるべきである。
- また、将来のまちづくりを見据え、公共施設全体の再配置や未利用地の積極的な活用・処分を行っていくべきである。

○ 見直し候補として挙げられた事業等の健全化効果額試算

5 - 民営化(保育園) < (ア) 未実施、(ウ) 効果額 >

○ 平成23年度国立市歳出決算ベースで試算

○ 市立保育園は定員108人2園、定員100人2園の決算額の平均で算定

○ 民間保育園は定員108人、定員100人の支弁額の平均で算定

[試算1]	一般会計歳出 (千円/年)	一般会計歳出に対する財源内訳				経常収支比率 に与える効果 (ポイント)	備 考
		国庫支出金 (千円/年)	都支出金 (千円/年)	保育料 (千円/年)	一般財源 (千円/年)		
市立保育園(A)	187,931	0	16,312	20,567	151,051	-	
民間保育園(B)	159,016	25,106	31,551	20,567	81,791	-	別途都からの補助金あり
比較増減 (C) = (B) - (A)	28,915	+25,106	+15,239	0	69,260	0.46	

健全化効果額
69,260(千円/年)

■ (参考) 保育所民営化の他自治体事例(各自治体公式ホームページより)

自治体名	保育所名	民営化実施年度	年間効果額(千円)	備考
大阪府茨木市	中条保育所ほか7園	平成19～22年度	88,000	8園の平均実績
東京都豊島区	南池袋保育園	平成18年度	88,000	平成18年度実績
東京都世田谷区	経堂保育園	平成18年度	57,000～64,000	実績
	烏山保育園	平成19年度	81,000～92,000	
	等々力保育園	平成20年度	40,000～41,000	
	砧保育園	平成21年度	32,000	

6. 「さらなる創意工夫を」

定 義：直接的な健全化項目ではないが、国立の魅力を高めることで将来人口の確保等に結びつく項目

■この視点における原則（あり方）

- 国立の魅力を高めることで将来人口の確保等に結びついている状態を原則とする。
 - ü 1～5までの視点に基づく健全化項目を実施することにより、財政面での健全化効果が見られる反面、それだけでは国立市全体の発展が見込めない。
 - ü よって、健全化による収支改善で生みだされる財については、組み替えて、市民生活の安心を支え、国立の魅力を高める様々な事業に投入することで、国立市の活性化や将来人口の確保に結びつけていくべきである。